

富山市まちづくり計画策定支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

一部改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市まちづくり計画策定支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1） 地域住民等 地元の自治会及び町内会等の居住者で構成する組織又は、共同して住宅の建設、改修等を実施する複数の地権者等で構成する組織、その他市長が認める組織（以下「地域住民等」という。）をいう。
- （2） 計画策定アドバイザー 地域住民等が作成する計画づくりに対し専門的な助言・提案等を行なう者をいう。

（補助対象の区域）

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第2条第1項第1号に掲げる区域とする。

（事業計画の認定）

第4条 前条の区域において、地域住民等が主体となるまちづくり計画を策定しようとする者は、制度要綱第4条の規定に基づき、事業計画を作成し、富山市まちづくり計画策定事業計画認定申請書（様式第1号）により、市長に認定の申請を行うことができる。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） まちづくり計画の名称
- （2） まちづくり計画の対象となる区域
- （3） まちづくり計画の基本方針
- （4） まちづくり計画策定内容及びスケジュール
- （5） 計画策定アドバイザーに関する事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、愛着のあるまちなか、誇りのもてるまちなかを形成するために必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定を申請することができない。

- (1) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

（計画の期間）

第5条 前条に規定するまちづくり計画については、年度ごとに記載することとし、最大5年度まで計画することができる。

（計画の認定）

第6条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、当該申請計画の内容を審査し、まちなかにおける定住を促進し、かつ、本市の目的を達成するために必要であると認めるときは、予算の範囲内において当該申請計画の認定をするものとする。

（認定の通知等）

第7条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該計画の認定の申請をした者に富山市まちづくり計画策定事業計画認定通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

- 2 事業計画に記載する計画の策定については、前項の規定による通知のあった日以後でなければ開始することができない。

（認定計画の変更）

第8条 まちづくり計画の認定を受けた地域住民等（以下「認定事業者」という。）は、前条第1項に規定する通知を受けたまちづくり計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、富山市まちづくり計画策定事業計画変更認定申請書（様式第2号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、事業計画の変更を認定したときは、速やかに、その旨を当該事業計画変更の申請をした者に富山市まちづくり計画策定事業計画変更認定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

（認定計画の中止又は廃止）

第9条 認定事業者は、第8条第1項の通知のあった日以後において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まちづくり計画策定支援事業中止（廃止）

届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定計画の取り消し）

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により、認定計画の認定を受けたとき
- （2）まちづくり計画の認定を受けた日以後に、第4条第3項各号に該当するとき
- （3）前2号に規定するもののほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者となったとき

2 市長は、認定計画を取り消したときは、速やかに、その旨を当該事業計画の申請をした者に富山市まちづくり計画策定事業計画認定取消し通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（補助金の交付対象者）

第11条 補助金の交付を受けようとする認定事業者（以下「補助申請者」という。）は、第7条第1項の規定により通知を受けた認定計画又は第8条に規定する変更認定申請の認定を受けた認定計画に基づき、当該年度のまちづくり計画策定支援事業が完了した者であること。

（補助金の額）

第12条 補助金の額は、当該計画策定及び計画策定アドバイザーの派遣に係る費用の2分の1以内の額（当該額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる）であって、第5条に規定する計画の期間全体で100万円を限度とする。

2 前項の策定に係る費用には、当該費用に付随する食糧費及び旅費については含まないこととする。

3 計画策定アドバイザーの派遣の回数は、当該年度において2回以上10回以下とし、1回につき1万円を限度とする。

（交付の申請）

第13条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、認定計画にかかる当該年度の計画策定事業が完了した後、速やかに、当該事業の成果を添えて、富山市まちづくり計画策定支援事業補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

- （1）市税を滞納している者
- （2）第4条第3項第1号から第5号までに掲げる者

（交付決定等）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に

係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の決定及びその額の確定をするものとする。この場合において、補助申請者に文書を交付して通知するものとする。

- 2 規則第19条の規定により、規則第5号の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続きを併合するものとする。
- 3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市まちづくり計画策定支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第5号）により行なうものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第16条 市長は、補助金を交付を受けた補助申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき
- （3）その他市長が相当の理由があると認めたとき

- 2 市長は、交付を取り消したときは、速やかに、その旨を補助申請者に富山市まちづくり計画策定支援事業補助金交付決定取消し通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 市長は、交付決定者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（細則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。